

平成 21 年 5 月 15 日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 成 松 義 文

社 長 執 行 役 員 (コード番号: 4921 東証第1部 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員 江 上 克 彦

管 理 ユ ニ ッ ト 長 ( T E L 045 - 226 - 1200 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、下記のとおり平成 21 年 6 月 20 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉移行した(いわゆる株券電子化)ことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する定款の規定が不要となりました。

これに伴い、現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、現行定款第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)、第9条(単元未満株式の買増し)および第10条(株主名簿管理人)について所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、現行定款第10条(株主名簿管理人)について所要の変更を行うとともに、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。

- (2) 決済合理化法施行後の株主権行使に関する手続きが株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第11条(株式取扱規程)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 新規事業分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (4) 以上の変更に伴い、条数の変更等条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	定 款 变 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ↓ (条文省略) 20. 21. 着色料、防腐剤などを使用しない天然食品の販売および輸出入 22. ↓ (条文省略) 44. (新 設) 45. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ↓ (現行どおり) 20. 21. 着色料、防腐剤などを使用しない天然食品、 <u>飲料</u> の販売および輸出入 22. ↓ (現行どおり) 44. 45. <u>健康維持を目的とした情報助言の提供ならびにそのための各種検査の取次</u> 46. (現行どおり) (削 除)
(株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。	(単元株式数) 第7条 (現行どおり) (削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 (条文省略) — <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元未満株式の買増し) 第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	

現 行 定 款	定 款 变 更 案
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) (条文省略) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) (現行どおり) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
第12条 ↓ (条文省略)	第11条 ↓ (現行どおり)
第42条  (新 設)	第41条  附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月20日(土曜日)  
 定款変更の効力発生日 平成21年6月20日(土曜日)

以上